

石巻市監査委員告示第2号

平成24年1月27日付け石巻市監査委員告示第1号で公表した河南総合支所及び桃生総合支所の定期監査結果報告について、石巻市長から地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定による措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定に基づき次のとおり公表する。

平成24年2月29日

石巻市監査委員 柴 山 耕 一

石巻市監査委員 矢 川 昌 宏

石巻市監査委員 阿 部 欽一郎

石 巻 市 監 査 委 員 殿

石巻市長 亀 山 紘

監査結果に係る措置について（通知）

平成 24 年 1 月 27 日付け石監第 23 号で指摘された事項について、地方自治法第 199 条第 12 項の規定に基づき、次のとおり措置を講じたので通知します。

1 前回の定期監査において、監査結果に添える意見として適正な事務処理を求めたにもかかわらず、改善が見られない事項

監査結果（指摘事項）	措置（改善・検討）状況
<p>(1) 地域振興課</p> <p>【団体事務】</p> <p>河南地区運行協議会に係る団体事務において、協議会の資金残高の管理を怠ったことから資金不足に陥り、結果的に担当職員による立替払いが行われたものである。</p> <p>公金の取扱いと同様、団体経理においても立替払いは本来あってはならないもので、かつ、公私混同のもととなるものであり、いかなる事情があっても行ってはならないことである。</p>	<p>ご指摘のありました事項につきまして、今後立替払いが行われないよう所属職員に周知徹底したほか、次のとおり管理職員等による資金管理チェックの改善等を図り、適切な事務処理に努めて参ります。</p> <p>チェック機能の改善については、委託料支払いの決裁過程において、協議会の支出会計書様式中の予算残額を明示していた欄を補助金残額に変更し、協議会の資金残高を確実に把握できるように改善しました。</p> <p>また、資金不足に陥らないよう担当部署と調整し、市への補助金請求の時期や金額を見直し、立替払いが起きない適切な事務処理を行います。</p>

2 監査結果報告に添える意見

	措置（改善・検討）状況
<p>○ 石巻市住民バス運行費補助金交付要綱について（企画部）</p> <p>今回の定期監査において、河南地区運行協議会に係る団体事務において、担当職員による立替払いが見受けられたことから厳に慎むよう指摘したが、その背景には、運行協議会に対する補助金の交付方法が実態と合っていない問題があるためと考えられる。</p> <p>そもそも住民バスの運行は、民間の活気に依存するウェイトの高い事業であり、運営費補助金について概算払い交付は馴染まないと考えられる。バスを運行する民間が資金調達に支障を来さないよう、かつ、民間に負担をかけず住民バスの運行ができるよう、要綱の改正について検討されたい。</p> <p>なお、要綱では、住民バスの定義において乗合タクシーも住民バスに含めているが、日常生活においてはバスとタクシーとははっきりと区別されており、市民感覚とのかい離がみられる。</p> <p>国や県の要綱は、県や市町村を対象に制定されたもので、その概念を市民を対象とする市町村の要綱に単純に用いることは不適切であり、「市民の目線に立っての事務処理」が行われているとは思われない。</p>	<p>① 概算払いについて</p> <p>これまで、各運行協議会の実情に合わせて各運行協議会事務担当者の判断により、それぞれ2回から4回に分けて請求していた。</p> <p>4回（四半期ごと）に分けての請求については、補助金額等の精査と手元に多額な公金を置かないための措置であるものと思われる。</p> <p>今回の監査からの指摘事項の趣旨は、運行協議会の事務について、現状の多くは市の職員が行っているが、本来運行協議会の組織は会員が自主的に運営し、会計や庶務事務は協議会の委員（民間人）が行うものであり、将来の民間移行を含めて民間に負担をかけないための要綱改正の必要性を説いているものと解するが、職員の立替払いを受けて、本庁を含め各総合所等に通帳や通帳登録印鑑の管理の徹底、支出調書等の作成などを含め年度当初に90%の概算払いを実施するよう指導したい。</p> <p>② 要綱における住民バスの名称について</p> <p>要綱の題名を「住民バス及び乗合タクシー」に、条文中の住民バスについては「住民バス及び乗合タクシー」、若しくは「住民バス又は乗合タクシー」等に改める要綱の改正を行う。</p>

石桃生地第 164 号
平成24年 2月 6日

石 巻 市 監 査 委 員 殿

石巻市長 亀 山 紘

監査結果に係る措置について（通知）

平成24年1月27日付け石監第24号で指摘された事項について、地方自治法第19条第12項の規定に基づき、次のとおり措置を講じたので通知します。

1 前回の定期監査において指導したにもかかわらず、改善が見られない事項

監査結果（指摘事項）	措置（改善・検討）状況
(1) 地域振興課 【現金取扱事務】 領収証書の取扱事務において、領収証書表紙裏面集計欄の取扱者印及び検印の押印漏れが見受けられた。	【現金取扱事務】 指摘のありました領収証書の押印漏れについて、課長等から職員に指示し、漏れた箇所に押印を行いました。 現金を取り扱い、領収証書を交付する際は、適正な事務処理を確実に行うよう領収証書に取扱手順を明記したマニュアルを添付するなど、現金取扱事務が円滑かつ適正に処理されるよう常に細心の注意を払ってまいります。

2 前回の定期監査において、監査結果に添える意見として適正な事務処理を求めたにもかかわらず、改善が見られない事項

監査結果（指摘事項）	措置（改善・検討）状況
(1) 地域振興課 【文書事務】 1 補助金交付決定通知書において、契印が押印されていなかった。 2 補助金交付申請書において、收受番号の記載がないものがあった。 3 文書収発簿において、申請書受付收受の記録や交付決定通知などの事務処	【文書事務】 指摘のありました文書事務について、課長等から職員に対し、契印の押印、補助金交付申請書においての收受番号や文書収発簿への受付記録記載などを行いました。 補助金交付申請から交付決定までの一

<p>理経過が記録されていなかった。</p> <p>【契約事務】 請負業者からの消費税法に係る届出書において、收受日付印の押印漏れが見受けられた。</p> <p>【団体事務】 桃生地区住民バス運行協議会に係る経理事務において、市からの補助金収入及び預金利息に係る収入調書が作成されていなかった。</p>	<p>連の事務取扱いを再認識すると共に、円滑かつ適正に処理されるよう常に細心の注意を払ってまいります。</p> <p>【契約事務】 石巻市建設工事等契約事務取扱要綱の指名通知書には「落札決定した事業者は消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する課税事業者又は免税事業者であるかを契約書作成前に届け出ること」と記載されており、契約書作成前に受領する文書であることから、收受日付を明白に記録することが必要である。收受日付印の押印の重要性を認識し、今後、契約事務が円滑かつ適正に処理されるよう常に細心の注意を払ってまいります。</p> <p>【団体事務】 指摘のありました補助金収入及び預金利息に係る収入調書を、課長等から職員に指示し、作成しました。 団体の経理事務が円滑かつ適正に処理されるよう常に細心の注意を払ってまいります。</p>
<p>(2) 保健福祉課</p> <p>【契約事務】 請負業者からの消費税法に係る届出書において、收受日付印の押印漏れが見受けられた。</p>	<p>【契約事務】 石巻市建設工事等契約事務取扱要綱の指名通知書には「落札決定した事業者は消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する課税事業者又は免税事業者であるかを契約書作成前に届け出ること」と記載されており、契約書作成前に受領する文書であることから、收受日付を明白に記録することが必要である。收受日付印の押印の重要性を認識し、今後、契約事務が円滑かつ適正に処理されるよう常に細心の注意を払ってまいります。</p>